

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域
・人づくり部地域振興課】 6

北九州市告示第 302 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 4 年 6 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町 13 番 2 号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所
取締役北九州事業所長 鳥巢進

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町 13 番 2 号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の第 27 号イに掲げるろ過施設
名称	A-32
能力	55 m ³ / 日

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

使用時間間隔	連続
1 日当たりの使用時間	24 時間
季節的変動	なし
設置年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

汚水等の量 (m^3 /日)	通常 5 5 最大 5 5
水素イオン濃度	通常 6 ~ 7 最大 6 ~ 7
浮遊物質 (mg/l)	通常 1 9 5 最大 1 9 5
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 4 最大 4
窒素含有量 (mg/l)	通常 6 4 0 最大 6 4 0
りん 燐含有量 (mg/l)	通常 0. 1 未満 最大 0. 1 未満
窒素 (アンモニア性窒素等) (mg/l)	通常 6 4 0 最大 6 4 0

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

ア 全工場アンモニアストリッピング施設

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 2, 6 8 5 最大 2, 9 4 5	通常 3, 0 1 9 最大 3, 2 7 9
水素イオン濃度	通常 8 最大 9	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 1, 0 2 3 最大 1, 3 6 4	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 1 0 最大 1 5	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 5 0 最大 6 0	同左

燐含有量 (mg/ℓ)	通常 0.1未満 最大 0.5	同左
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 4 最大 8	同左
窒素 (アンモニア性窒素等) (mg/ℓ)	通常 50 最大 60	同左

イ 廃水処理施設

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 11,392 最大 12,988	同左
水素イオン濃度	通常 5.8 最大 8.6	同左
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 27 最大 42	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 0.2 最大 0.9	同左
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 4 最大 8	同左
窒素 (アンモニア性窒素等) (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 4排水口

イ 排水量及び汚染の状態

項目	設置前	設置後
排出水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 11,392 最大 12,988	同左
水素イオン濃度	通常 5.8 最大 8.6	同左
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 27 最大 42	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 0.2 最大 0.9	同左
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 4 最大 8	同左
窒素 (アンモニア性窒素等) (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年6月13日から同年7月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和4年7月4日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 303 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 4 年 6 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

日豊ニュータウン自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	長木法男	北九州市小倉南区朽網西三丁目 3 番 1 6 号
変更後	吉田博幸	北九州市小倉南区朽網西四丁目 5 番 1 4 号

3 変更年月日

令和 4 年 5 月 14 日